

これまでの検討会における主な発言内容（未定稿）

【第2回生活衛生関係営業等衛生問題検討会】

- 床面積については衛生確保という観点からある程度広く基準を設けることは理解できるが、10室、5室など客室の数について基準があるのかが疑問。（渡辺（茂）構成員）
- 東京都では、客室面積の外に、定員1名当たりの面積（床面積3m²につき1名）を条例で規定している。（池田構成員）
- 小さい旅館が経営破綻しているなかで、今まで旅館をやっていないところの規制を緩くして、競争相手を増やしてつぶし合うようなことをさせてどうするのか。（全旅連佐藤氏）
- 旅館業における構造設備基準を緩和すれば、観光客を呼べるという発想が本当に正しいのかを最初に検証すべきではないか。（渡辺（晋）構成員）

【第3回生活衛生関係営業等衛生問題検討会】

- 現在の特区の条件として、管理事務所と宿泊施設の距離が100メートル以内というのは難しい。距離的な規制緩和をして欲しい。（出石まちづくり公社 酒井氏）
- 帳場・フロントと客室の距離については、文化の進展とともに少し考えても良いのではないか。（全国消費生活相談員協会 菅氏）
- 防犯カメラについては、常に監視されているという雰囲気を持つ客もいるのではないか。（出石まちづくり公社 酒井氏）
- 今、防犯カメラを設置するのは当たり前になっている。（倉田構成員、秋山構成員）
- 旅館業法や消防法等を全てクリアして農家民宿を行っているが、トイレや風呂を直したり莫大な費用がかかる。（夢ひたちファーム 梶山氏）
- 衛生面は保健所の立入があるからいいが、古い民家を改造した場合、施設の安全面（耐震性、避難性）が気になる。（消費生活相談員協会 菅氏）

- 人口が減少しており、特に地方において激しくなることから、空き家の数が増大することが見込まれるため、特区として認めた場合の影響が懸念される。(全旅連 佐藤氏)
- 規制緩和するのであれば、旅館業界全部に対して規制緩和して欲しい。(全旅連 佐藤氏)
- 野菜がどうなっているか知らなかつたり、魚が切り身で泳いでいるといった間違つた知識を有している大人や子供に対し、農業体験を通じて教育することが重要と考えている。(夢ひたちファームなか里 梶山氏)
- 大規模な施設については別として、宿泊者が20、30人規模の施設であれば、わざわざ玄関帳場・フロントの設置を義務づける必要はないと思う。(長見構成員)
- 規制緩和によるリスクを全て示して、それについては個人が責任を負うということも考えられるが、日本では政府の責任になってしまう。(倉田構成員)